

「第4次基本計画（延長追加版）（原案）」に対する意見募集結果について

第4次基本計画（延長追加版）（原案）に対する意見募集について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見の概要と当センターの考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

1 募集期間

令和8年2月6日資料発送～令和8年2月27日午後5時

2 意見提出者数及び件数

提出方法	人数	件数
郵送	6 人	9 件
FAX	1 人	1 件
電子メール	5 人	18 件
持参	3 人	7 件
合計	15 人	35 件

3 意見の内訳

項目	意見数
全般	5 件
1 計画期間の延長	2 件
2 計画期間延長の経緯	4 件
3 期間延長における現基本計画との連続性	1 件
4 重要業績評価指標(KPI)の年度目標値の設定	4 件
5 延長期間内に早急に取り組むべき施策	10 件
その他	9 件
合計	35 件

4 計画（原案）を修正した場所

6 か所 ※なお、西暦・元号の統一については1か所でカウントしています。

5 意見の概要とそれに対する当センターの考え方

別紙「第4次基本計画（延長追加版）（原案）に対する意見の概要と当センターの考え方」のとおり

お問い合わせ先

公益社団法人 千葉市シルバー人材センター

電話 043-265-0070(代)

FAX 043-265-0048

電子メール chibasc@sjc.ne.jp

「第4次基本計画（延長追加版）（原案）」に対する意見の概要と当センターの考え方

No.	項目名	意見の概要	意見に対する当センターの考え方	修正
1	全般	第4次基本計画を理解し、賛成します。	策定に向けて進めてまいります。	-
2	全般	計画期間の延長の経緯及びフリーランス法が発注者に課される責務及び基本計画について、原案通りで了承する。	策定に向けて進めてまいります。	-
3	全般	前文として、タイトルの後に「フリーランス法の施行に対応し、期間を延長しました。」などという趣旨を入れたほうが親切である。	「第4次基本計画（延長追加版）」を表題とし、策定の趣旨を追記します。	○
4	全般	西暦・元号の表記を統一すべき。西暦と元号の併記と元号のみ、R3年と平成30年など不統一で読みにくい。最初に西暦・元号とするのであれば、あとは西暦だけでよい。	元号による表記とします。 なお、令和6年度第12回理事会の部分は開催時の資料を基にしていますので、記載のままとします。	○
5	全般	数字のフォント。表の数字の大きさ、フォントは統一したほうが読みやすい。	表中では数字の大きさは同じであり、また目標値と実績値を見分ける意図で異なるフォントとしていますので、記載のままとします。 なお、一部に異なるフォント使用がありましたので修正しました。	-
6	1 計画期間の延長	令和6年度第12回理事会中に記載の<例>の順序が、「5 延長期間内に早急に取り組むべき施策」での順序と異なっている。（センター事務所の移転と新公益法人制度への対応が逆になっている。）	令和6年度第12回理事会の部分は開催時の資料を基にしていることに対し、早急に取り組むべき施策では改めて優先順位を考慮した順序としたものです。	-
7	1 計画期間の延長	令和9年12月末日で延長が終了は理解した。	令和9年度まで、令和10年3月末日までの延長となります。	-
8	2 計画期間延長の経緯	契約方法見直しの方針が厚生労働省から示された後、全国の他のシルバー人材センターの動きがどうなっているのか不明、足並みはそろっているのか。	発注者側の理解の状況等を踏まえ、各センターの判断により適切なタイミングでの移行としております。なお、令和7年4月1日現在の全国調査では、一部でも移行済36.7%、同時点で未移行のうち令和7年度中移行予定5.1%、令和8年度中移行予定71.6%ほかとなっています。	-
9	2 計画期間延長の経緯	業務が現在と変わることなく、より安定的な環境になると思われる。	センターはこれまで通り発注者と会員の方の間に入って様々な調整を行ってまいります。	-
10	2 計画期間延長の経緯	フリーランス法が発注者に課される責務等を明確にしつつ、個人が事業者として受注した業務に安心して、安定的に従事できることを目的とし、センターはこれまでと同様のサービスを提供しつつ、発注者がセンターの会員と直接業務委託を締結し、こうした契約に基づいて会員が業務に従事することとなるよう契約方法の見直しを行う方針が厚生労働省から全国のセンターに示され、この方針に従い令和8年4月から契約方法を見直すこととし、基本計画（延長追加版）を令和8年3月の理事会の議決を得て策定するものであるとのこと。ありがとうございました、よろしくお願い致します。	策定に向けて進めてまいります。	-

No.	項目名	意見の概要	意見に対する当センターの考え方	修正
11	2 計画期間延長の経緯	フリーランス法の施行に伴い、今までのシルバー人材センターと会員間、委託請負契約は同法に抵触する様な印象を与えた契約形態変更案内の様に思える。そうした一方で、契約形態を変更しても実務上は基本的に変わらないと云い、委任請負も残して運用するとしている。理解に苦しむ。契約形態の変更は別要因があり、その目的を果たす為フリーランス法を含め各種法を考慮して新しい契約形態での運用をすると云うのであれば理解できる。	令和6年11月のフリーランス法施行以降、センターは発注者として取引条件の明示等の同法の適用を受ける義務に対応してまいりました。一方で、同法の趣旨やシルバー会員の方が個人事業主であることを踏まえ、本来の発注者からシルバー会員への業務委託契約となる契約方法に見直すことが望ましいとの方針が厚生労働省から全国のセンターに示されました。包括的契約により発注者と会員間の業務委託契約が成立することとなり、同法の適用を受ける発注者はその義務を課されることとなりますが、発注者とセンター間の利用契約・規約及び会員業務就業規約等により、センターは発注者と業務内容や報酬額等の合意、会員の方とのマッチングなどの責務を果たすこととなります。なお、自主事業及び千葉市の事業許可を受けて行う指定生活援助型訪問サービス事業については、包括的契約への移行ができませんので、引き続きセンターが同法の適用を受け義務を果たすこととなります。	-
12	3 期間延長における現基本計画との連続性	以降の（以下のページにおいて）変更した点、延長した部分がかかるようにもう少し説明した方がよい。	「3 期間延長における現基本計画との連続性」では延長追加版の策定の考え方を記載したのですが、現基本計画の根幹を変更しないとともに、基本的に全体を延長・継続しますので、その旨を追記します。	○
13	4 重要業績評価指標(KPI)の年度目標値の設定 (2)就業延人員、契約金額、新規契約件数(受託事業、派遣事業)	2025年度の暫定値が少ない。いずれも前年度より減少し、目標値の約半分になっている原因と具体的な対策が不明確。	原案での暫定値は令和7年9月末値を記載しており、策定時には可能な範囲で最新値を記載する予定としていますが、分かりやすくなるよう「4 重要業績評価指標 (KPI) の年度目標値の設定」の次行に記載することとします。	○
14	4 重要業績評価指標(KPI)の年度目標値の設定 (2)就業延人員、契約金額、新規契約件数(受託事業、派遣事業)	受託事業と派遣事業の注釈があったほうがよい。	請負及び(準)委任を「受託事業」と呼ぶことが一般的とされております。請負は、「当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約束して行う行為のことをいう。」、(準)委任は、「当事者の一方がある仕事を相手方に委任し、相手方がこれを承認して行う行為をいい、法律行為の場合を委任、法律行為以外の場合を準委任という。」とされております。また、派遣事業は、「自己の雇用する労働者を、その雇用関係のもとに、かつ、他人の指揮命令を受けて、その他の人のために労働に従事させることをいう。」とされております。受託事業に※印を付し、受託事業が「請負・(準)委任」であること及び「包括的契約による場合を含む。」ことを追記します。	○

No.	項目名	意見の概要	意見に対する当センターの考え方	修正
15	4 重要業績評価指標(KPI)の年度目標値の設定 (2)就業延人員、契約金額、新規契約件数(受託事業、派遣事業)	基本計画では、従来項目が受託事業・派遣事業に大別されていたが、今回の改訂により受託事業・派遣事業・包括的契約事業に分類されると思うし、財務諸表計上基準変更もあるかと思うので、過去資料との違いを明確にするためにも現行用語名変更が分類項目変更が望ましいと思う。	今後は財務上に包括的契約に係る収益等の項目が必要となりますが、特に包括的契約においてはこれまでの配分金が会員業務委託料として預り金で処理することとなり、財務諸表や収支予算書等に計上されなくなるため、財務上で大幅な減額が生じることとなります。一方で、センター全体としての事業規模を引き続き把握していくことが必要ですので、財務上においても両者の関連を説明できる資料等を作成するとともに、基本計画においては、受託事業に包括的契約による場合を含めて年度目標値との対比状況を示してまいります。	-
16	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (1)①安全就業の更なる強化	取り組み例中、フレイル予防の啓発について、具体的に何を行うのか。	年齢を重ねて、体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態を「フレイル」と言い、健康な状態と要介護状態（生活を送るうえで支援が必要な状態）の中間の状態を指すとされています。フレイルは早期に適切な行動をとることで健康な状態に戻ることができ、ここで対策をすることがポイントとされており、まず「フレイル」を知っていただくことを始めとして、具体的な取り組み事業は各年度の事業計画に位置付けて取り組んでまいります。	-
17	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (1)①安全就業の更なる強化	一番心配なことは健康。気を付けていてもやはり事故・病気は心配なもので、無理しない、させない等指導にも気を付けて業務に進進できます様指導も併せてお願いする。	多く発生する事故を1件でも減らせるよう安全就業の更なる強化に努めてまいります。	-
18	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (1)②就業機会の更なる拡大	これまでの就業実績の多くが清掃作業であり、今後就業機会を拡大するためには、会員の資格、スキルや経験を活用し、清掃業務以外の受注契約を増やす必要がある。就業機会拡大のために、多くの企業や事業所を訪問して、ニーズを聞き取り調査する営業活動をお願いしたい。事務局だけで対応できない場合は、臨時に会員に同行してもらうことも必要かもしれない、自分は協力したい。そして営業活動の結果をタイムリーにホームページ等で紹介し、マッチングを行うことがよい。	これまでも就業機会創出員による営業活動を行っておりますが、就業機会の更なる拡大に努めてまいります。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	-
19	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (1)②就業機会の更なる拡大	取り組み例中、会員キャリア登録シートとは何か。	現基本計画において、会員の希望する職種やこれまでの職歴、資格、技能等を記載したデータベースを「会員キャリア登録シート」としてあります。	-

No.	項目名	意見の概要	意見に対する当センターの考え方	修正
20	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (1)②就業機会の更なる拡大	会員の希望職種は多種多様であるが、その希望にこたえられていない。シルバー人材＝掃除という実情を変えるためにも色々な職種の仕事を掘り起こす必要がある。高齢者は増加傾向、年金は減少傾向、多少でよいから働く場所を提供する、所得は少なくとも、よい働く場所（極端に言えば同年代と時間をつぶす場所）を提供する。面談を通じ丁寧に本人の希望をしっかりと聞いて、その面談者が会員に成り代わって仕事を探すくらいの意気込みが必要である。結果をデータベース化して第三者が分かるようにしたい。	これまでも就業機会創出員による営業活動を行っておりますが、就業機会の更なる拡大に努めてまいります。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	-
21	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (1)②就業機会の更なる拡大	会員の就業時間・日数に制限が設けられていると聞いているが、現在のシステムではこの制限が管理されている様には思えない。この管理を就業機会の拡大の施策の一部に加えてみてはどうか。	就業機会の更なる拡大の具体的な取り組み事業については、各年度の事業計画に位置付けて取り組んでまいります。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	-
22	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (2)①デジタル化の推進	デジタル化の推進速度が遅すぎる、手作業(非デジタル業務)が多すぎる。要因として関係者の年齢層が考えられるものの、それにしても遅すぎる。進行管理を重視すべき。Smile to Smileの未登録者への会費差別化、ゆうメール数の減少による郵送料削減など行ってはどうか。	デジタル化の推進に係る重要業績評価指標(KPI)を新たに設定し取り組んでまいります。また、具体的な取り組み事業については、各年度の事業計画に位置付けて取り組んでまいります。	-
23	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (2)①デジタル化の推進	デジタル化教育のために少しでもパソコンに精通した方を先生に、会員の再教育の機会を作ってはどうか。地域ごとに公民館を利用して出張教育の機会を与えてはどうか。	取り組み例として、スマホ教室等への参加促進を記載しておりますが、具体的な取り組み事業は各年度の事業計画に位置付けて取り組んでまいります。	-
24	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (2)①デジタル化の推進	Smile to Smile登録会員数について、具体的に何を行うのか。	取り組み例として、入会説明会におけるSmile to Smile登録案内を記載しておりますが、具体的な取り組み事業は各年度の事業計画に位置付けて取り組んでまいります。	-
25	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (2)①デジタル化の推進	デジタル化の推進以外は賛成。	利便性の向上及び業務効率化の両面からもデジタル化の推進は必要と考えており、一方で多くの会員の方がデジタル機器操作に馴染むことが欠かせないことを理解し、会員の方のデジタル利用の促進についても具体的な取り組み事業を各年度の事業計画に位置付けて取り組んでまいります。	-
26	5 延長期間内に早急に取り組むべき施策 (3)基本計画との関連付け	1段落中、「4つの基本方針及び基本方針実現のための取り組み（施策の展開）（以下、「基本方針と施策の展開」という。）」の部分は、かっこ書きが分かりにくい。1ページ最後に同様の表記があり、略の表記でよい。	後のかっこ書き「（以下、「基本方針と施策の展開」という。）」を削除します。	○
27	その他	センター所在地の交通の便が悪過ぎる。事務所移転までの業務効率化の対応(他のコミュニティセンター利用等)が必要か。	費用対効果等を踏まえた業務の見直しに努めてまいります。	-

No.	項目名	意見の概要	意見に対する当センターの考え方	修正
28	その他	コメをはじめとした物価高騰が続いており、除草作業の時間単価を大幅に引き上げるよう検討してもらいたい。	配分金は最低賃金法の適用は受けませんが、毎年最低賃金に準じた社会的相応額を見積もるよう努めています。	-
29	その他	会員の個人情報について、「センターは会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない」と追加すべきで、会員の同意がない個人方法が他の会員に漏れないようにしてもらいたい。同意するかどうかは本人に求めるべきではないか。	「公益社団法人千葉市シルバー人材センター個人情報保護規程」の「個人情報の利用目的」等に基づき適切な取り扱いに努めてまいります。	-
30	その他	これまで保育補助の仕事と個人宅の掃除を困ることもなく順調に行っていました。現在は就業していませんが、料理以外の仕事があればお願いしたい。	必要な際にはいつでもセンターまでご相談ください。	-
31	その他	健康管理の上でも就業は極めて有意義であり、次年度も引き続き就業を希望する。	必要な際にはいつでもセンターまでご相談ください。	-
32	その他	契約に際しては、発注者・会員・センターの三者で現場において作業内容を確認の上で契約金額の決定をしてもらいたい。	センターは、発注者と会員の方の間に入って様々な調整を行い、仕事の履行や会員の方が安心して働くことができる環境の確保等について責任を持って対応してまいります。	-
33	その他	会員の引き留め策として、年会費を就業年数や年代別で差別化してはどうか。	「公益社団法人千葉市シルバー人材センター会費規程」において、会員継続期間が6年度目から年数に応じた減額としております。	-
34	その他	同封送付された長文をどれだけの人が読むとの思いで発送したのか？	センターは「自主・自立、協働・共助」を基本理念に全ての会員の方により組織されており、基本計画がセンター運営の方向性を定めるものであることから、全ての会員の方に送付させていただきました。	-
35	その他	用紙はコート紙でなくてよい。安い物があればそちらを使ってはどうか。	第4次基本計画と一体となる延長追加版であることを踏まえ作成に当たり経費削減に努めてまいります。	-